

令和5年12月4日 資料No.9  
総務常任委員会

契約管財課  
施設課

議案第116号

港区特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜等新築工事  
請負契約の変更について

- 1 件 名 港区特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜等新築工事
- 2 契約の相手方 淺沼・ノバック・松鶴建設共同企業体
- 3 工事場所 東京都港区芝浦四丁目19番1、20番8、港南一丁目  
24番3
- 4 工期 令和2年7月4日から令和7年10月31日まで
- 5 変更内容  
契約金額（税込み）  
変更前 5,156,062,230円  
変更後 5,489,533,170円  
増額 333,470,940円
- 6 基準日 令和5年5月25日
- 7 変更理由 公共工事設計労務単価及び資材価格の上昇に対応するため、工事請負契約書約款第24条第6項のインフレリスク条項を適用することによる変更

## インフレスライドについて

国は、令和4年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」を決定しました。

公共工事の品質確保の促進に関する法律は、公共工事の担い手に適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映し適正に予定価格を設定することとしています。

区は、これを踏まえ、工事請負契約書約款第24条第6項の規定に基づき、インフレスライドを実施します。

### インフレスライドの概要

#### 1 インフレスライド

工事請負契約書約款第24条第6項の規定に基づき、契約締結時の労務単価及び資材価格等で積算した契約金額を、インフレーション又はデフレーションを反映した契約金額に変更することをいいます。

#### (参考) 工事請負契約書約款

##### 第24条

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。

#### 2 適用対象工事

契約書にインフレスライド条項が規定された工事で、かつ、残工期が2月以上あること。

#### 3 変更額（スライド額）の算出方法

##### (1) スライドの対象・・・A

- ・基準日以降に施工する部分
- ・基準日以降に購入等をする工事材料

※基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

##### (2) スライドの対象外

- ・基準日時点で施工済み部分
- ・基準日時点で現場搬入済み工事材料

##### (3) 計算式

$$\begin{aligned} \text{変更額（スライド額）} &= A \text{の変動額} (\text{基準日時点の工事金額} - \text{契約日時点の工事金額}) \\ &\quad - A \text{の契約日時点の工事金額} \times 1\% \end{aligned}$$